

条 例

議会の議決を経た「千曲市一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和7年3月21日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第13号

千曲市一般職の職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

(千曲市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 千曲市一般職の職員の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「給料」の次に「、住居手当」を加え、「及び勤務手当」を「、勤勉手当及び寒冷地手当」に改める。

第3条第1項中「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

第14条第1項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第2項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第16条第1項第2号中「第14条第1項第3号若しくは第5号」を「第14条第1項第2号若しくは第4号」に改める。

第18条第1号中「道路（以下」を「道路（この号から第3号までにおいて）」に、「第3号」を「同号」に改める。

第19条第1号中「以下この号において「運賃等相当額」という。）。」を「次号において「運賃等相当額という。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等2以上ある場合においては、その合計額）及び前号に定める額の合計額が150,000円を超える職

員の通勤手当の額は、同号の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第35条第3項中「第34条」を「前条」に改める。

第35条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年千曲市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第6項中「、第13条及び第17条の2」を「及び第13条」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の千曲市一般職の職員の給与に関する条例第14条第1項中「（5）重度心身障害者」とあるのは

「（5）重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者を含む。）」

と、第15条第1項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。